主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人辻市衛門及び被告本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当、単なる訴訟法 違反の主張であつて、刑訴四〇五条に定める上告理由に当らない。また記録を調べ ても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により、全裁判官の一致で主 文のとおり決定する。

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官